

沖縄県立看護大学紀要第1号（2000年2月）

報告 日本復帰前後の沖縄における准看護婦制度の史的考察

仲里 幸子¹⁾・吉川千恵子²⁾・大嶺千枝子³⁾

I 序論

現在、1948（昭和23）年7月30日公布の保健婦助産婦看護婦法（以下、保助看法と略す）による准看護婦制度の廃止の問題が検討中であるが戦後27年間米国軍政下にあった沖縄の看護制度に関する布令には、准看護婦制度はなかった。日本復帰を間近に控えた1968（昭和43）年公衆衛生看護婦助産婦看護婦法（以下、公助看法と略す）が民立法化されたが¹⁾、日本の保助看法との関連において、准看護婦制度が討議され導入された。その際、法案に対する沖縄看護協会と沖縄医師会の反応は異なり、それぞれの意見が対立した。特に看護の補助的業務に従事している者の特例措置に関しては論争の大きな焦点となつた。

本研究の目的は、准看護婦制度および看護の補助的業務に従事している者の特例措置を含む公助看法の成立までの経過および立法後の特例措置の経過について考察し、沖縄県における准看護婦制度導入の特異性を明らかにすることである。

II 米国軍政下における看護関係法と准看護婦

1950年、琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands (USCAR)）の公衆衛生福祉局に看護専門官が配置された²⁾。看護専門官は、専門職としての看護職の社会的地位の向上に力を注ぎ、さらに布令の公布や改廃にも意見を述べ、その発言は大きな影響力を有していた。また看護専門官は看護教育・看護業務等の指導助言、指導者育成のための海外を含めた研修などを推進した。中でもワニタ・ワーター・ワース女史 Juanita Watterworth (1909-1965) の存在は最も大きく²⁾、女史により沖縄における戦後の看護制度の土台が築かれた。

1. 看護関係の布令

1951（昭和26）年に出された布令第35号看護婦養成学

校法（Nursing School Ordinance）は、看護婦養成学校、保健婦養成学校、助産婦養成学校についてうたわれ、同年出された布令第36号看護婦資格審査委員会（Nurse's Examining Board Ordinance）は看護婦、保健婦、助産婦の資格がうたわっていた。ここでいう保健婦は布令第35号と第36号の原文の Public Health Nurse を日本語訳したもので、“保健婦”として法規集に掲載したと考えられる。しかし現場では公衆衛生看護婦と呼ばれ、保健婦とは呼ばれていなかった。実際、布令第35号と第36号を整理する形となった1956（昭和31）年の布令第162号では公衆衛生看護婦と改訳されている。布令第162号は看護学校並びに看護婦の免許に関する布令（Nursing School and Nurse's Licensing Ordinance）であり、看護婦、公衆衛生看護婦、助産婦の資格および看護学校、公衆衛生看護学校、助産学校がうたわれた。布令第162号の施行とともに布令第35号および布令第36号は廃止された。

2. 布令より民立法への動き

1967（昭和42）年11月15日佐藤・ジョンソン共同声明発表および同年12月5日第57回臨時国会で佐藤首相は、両3年以内に沖縄返還の時期について日米両国間で合意に達するよう努力する旨、述べた³⁾。これを契機に琉球政府の各関係機関においては布令や法律・制度等の本土法への一本化をめざし制度移行の施策の点検が始められた。布令第162号看護学校並びに看護の免許に関する布令に関わるものとして1962年頃から布令を民立法化する準備が琉球政府において始められた。本土の保助看法の准看護婦制度が大きな問題であった。1967（昭和42）年6月琉球政府は「看護師・助産師法」案を立法院に勧告したが廃案になった。1968（昭和43）年琉球政府は立法院へ公助看法の案（資料1-1）を送付した。同年8月31日立法第149号として公助看法は成立した（資料1-2）。この法律の立法に際して、准看護婦制度についての日本の保助看法が大きな影響を及ぼした。

1) 沖縄県立看護大学

2) 沖縄県福祉保健部

3) 前沖縄県立沖縄看護学校

仲里：日本復帰前後の沖縄における准看護婦制度の史的考察

(資料1の1)

公衆衛生看護婦助産婦看護婦法(案)抜粋

(現在の看護補助者に対する特例措置)

第十一条 この立法施行の際、現に看護の補助的業務に通算三年以上従事している者は、この立法施行の日から三ヶ月以内に規則で定める事項を行政主席に届け出なければならない。

2、前項の規定により届け出をした者は、この立法施行の日から五年間は、第二十六条の規定にかゝわらず第五条に規定する業を行なわせることが出来る。

3、前項に規定する者については、第三十条の規定を準用する。

第十二条 前条第一項に規定する者が、虚偽又は不正の事実に基づいて届け出をした時は、十五ドル以下の罰金に処する。

第十三条 行政主席は、附則第十一条第二項に規定する者が、第七条の規定は第八条各号の一に該当するにいたった時は、その業務を禁止することが出来る。

第十四条 前条の業務禁止の处分に違反した者は、十五ドル以下の罰金に処する。

(試験に関する特例)

第十五条 行政主席は、附則第十一条に規定する届け出をした者に対して、この立法施行の日から五年間は特に試験(以下特例試験といふ)を行なうことが出来る。この場合には第二十条第二十一条及び第三十六条の規定を準用する。

2、前項に規定する特例試験は通算三年以上看護の補助的業務に従事した者で規則の定める講習を修了した後でなければ受けれることは出来ない。

第十六条 前条に定めるもののほか、特例試験に関して必要な事項は規則で定める。

(免許の特例)

第十七条 行政主席は、附則第十一条に規定する特例試験に合格した者に対し、第六条の規定にかゝわらず准看護婦の免許を与えることができる。

(資料1の2)

公衆衛生看護婦助産婦看護婦法 抜粋

(現在の看護補助者に対する特例措置)

第十一条 この立法の施行の際、現に医師又は歯科医師の指導監督の下に看護の補助的業務に従事している者は、この立法の施行の日から三ヶ月以内に規則で定める事項を行政主席に届け出なければならない。

2、前項の規定により届け出をした者は、この立法の施行の日から五年間は、第三十八条第一項第一号の規定は適用しない。

ただし、第二十三条规定から第二十五条までの規定に違反した場合はこの限りでない。

第十二条 前条第一項に規定する者が、虚偽又は不正の事実に基づいて届け出をした時は十五ドル以下の罰金に処する。

第十三条 行政主席は附則第十一条の規定により届け出を行なった者で、医師又は歯科医師の指導監督の下に、通算二年以上看護の補助的業務に従事した者に対し、この立法の施行の日から五年間は、規則で定める准看護婦になるのに必要な学科を履修せしめるため、臨時准看護婦養成所を設置することが出来る。

2、前項の臨時准看護婦養成所卒業した者は、第十九条の規定にかゝわらず、准看護婦試験を受けることが出来る。

3、第一項に規定する臨時准看護婦養成所の設置、運営、その他必要な事項は規則で定める。

当時、看護協会は衛生看護学科の設置に反対していたが、学校教育の一つとして設置するとした文教局は布令とは関係なく開設した。そして准看護婦として卒業を目前に控えた衛生看護学科の生徒43人の取り扱いが問題となり、看護協会は准看護婦制度をのまざるを得なくなつていつたが、保助看法との関連で生じた特例措置については最後まで医師会と対立した。看護協会は立法院、文教社会委員会や琉球政府に対して、3年間看護の補助的業務に従事している者に対して講習会をして免許を与えるという特例措置の修正を要請した。一方、立法院の会期が残り少くなり、法案が強行採決される兆しがみられた。このため看護協会は沖縄看護協会長・沖縄助産婦協会長

III 公助看法の民立法時の状況

1. 沖縄看護協会の活動

論争の焦点は准看護婦と看護の補助的業務に従事している者の特例措置であった。当時の看護協会の組織は、本土の日本看護協会と同様に公衆衛生看護婦部会、助産婦部会、看護婦部会があり、さらに沖縄助産婦協会があった。公衆衛生看護婦、助産婦および看護婦が一致団結して活動した。

日本において1964(昭和39)年4月に開設した高等学校衛生看護学科の影響により、沖縄においても1966(昭和41)年に那覇高等学校に衛生看護学科が設置された。

沖縄県立看護大学紀要第1号（2000年2月）



写真1 国際通りデモ行進

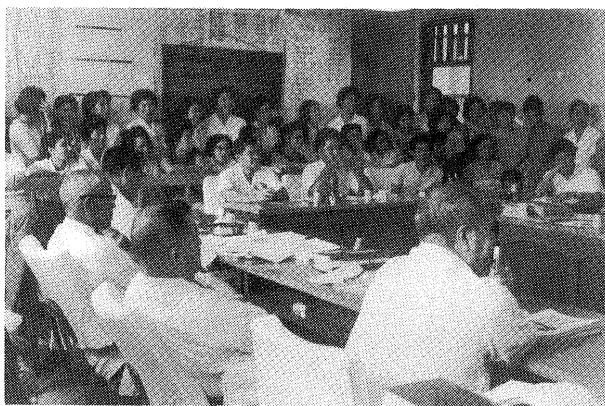


写真2 立法院文教社会委員会

の連名による声明文の発表、全地域で会員による住民への文書配りなどを実施し、人々の看護に対する理解を高める活動を展開した。1968（昭和43）年7月12日、看護協会の真意を広く関係者および住民へ伝えるために、那覇市安里のおきぼうホールで、看護の質の低下を招く特例措置に対する看護法案修正要求総決起大会が開催された。総会に引き続き、白衣とキャップの看護婦、制服姿の公衆衛生看護婦、助産婦、看護教師、養護教諭、看護学生など500人余の参加の下、スピーカーをつけた先導車を先頭に、「看護の質を高め、県民の生命と健康を守ろう」の横断幕、「住民の健康を守るために」「量より質」、「良い看護は教育から」、「看護制度を確立しよう」など様々なプラカードを掲げ、那覇市のメインストリート国際通りを静かに堂々とデモ行進が続けられた（写真1）。沿道の人々から、「看護婦さん頑張れ」等々の激励の声を受けながらデモ行進は整然と行われた。立法院広場までのデモ行進で、琉球政府内の庁舎の窓という窓は人々の顔で溢れていた。立法院の中庭で決起大会が行われ、声明文が読み上げられた。看護婦らによるデモ行進は、後日、沖縄にとって前代未聞の出来事として扱われた。

2. 沖縄医師会の反応

医師会は看護の補助的業務に従事している者に対する

特例措置を強硬に要望した。医師会は看護婦不足と有資格者が得られないことを主張し、今回の立法では非救済してもらいたいと、沖縄の実情に適合するよう布令を民立法に切り替えることを求めた。看護協会と同様、声明文の発表、立法院への陳情、文教社会委員会、琉球政府への陳情等ですさまじい活動が展開された。委員会審議の開会時、立法院は医師会・看護協会の会員であふれた（写真2）。傍聴席は身動きもできない状態であった。医師会の指導とバックアップの下、「見習い看護婦有志会」が結成された。この有志会は政府案を支持し、総決起大会では「看護の第一線は私たちの手で—私たちを犠牲にするな—」をスローガンとした。看護協会は有志会に法案内容の説明、本土復帰に伴う今後の問題点などについて説明し理解を求めたが、有志会は早期の立法によって准看護婦の資格が与えられることを希望し、立法院や文教社会委員会、琉球政府へ陳情した。

3. マスコミの状況

沖縄の主な地方新聞である琉球新報、沖縄タイムスには連日、看護法案をめぐって沖縄看護協会や沖縄医師会の会員の論壇や投書、一般住民の投書やニュース等が掲載された。テレビ・ラジオも同様であった。法案審議中の1968（昭和43）年6月28日「看護法案をめぐって」と題してテレビ公開討論会がRBC放送局の企画でRBCホールで行われ、看護協会長、医師会長が討論を行った。この討論は大きな反響をよび、ホールは人々で埋め尽くされ、またテレビの前も同様で、一般住民の関心の高さが示された。

IV 准看護婦制度のスタート

一般住民の関心が高い中、公助看法が立法第149号として1968（昭和43）年7月18日立法院本会議において可決され、准看護婦制度がスタートした。さらに特例措置として看護の補助業務に従事している者に対して臨時准看護婦養成所が設けられ、修了者は行政主席の免許試験を受けることになった。特例措置は、現に医師又は歯科医師の指導監督の下に看護の補助的業務に従事している者は、立法の施行の日から3ヶ月以内に行政主席に届出をする。行政主席は届出を行った者で医師・歯科医師の指導監督の下に通算3年以上看護の補助的業務に従事した者に対して立法の施行の日から5年間、准看護婦になるのに必要な学科を履修させるために臨時准看護婦養成所を設けることになり、卒業した者は、行政主席が行う准看護婦試験を受けることができるようになった（資料1-2）。看護協会は教育と免許試験で最終的に修正案に妥協することになった。

仲里：日本復帰前後の沖縄における准看護婦制度の史的考察

表1 養成経過

	1期	2期	3期	4	4期	計
期間	自 1970. 3. 1 至 10. 31	自 1970. 11. 12 至 1971. 7. 31	自 1971. 8. 15 至 1972. 4. 16	自 1971. 10. 9 至 1972. 5. 31	自 1972. 4. 23 至 1973. 1. 14	
予定人員	200	329	189	71	122	911名
入所生	200	188	89	宮古 39 47 八重山 8	64	588名
終了生・通学者 及び終了延期	166 (34)	那77 146 中68 (42)	那53 77 中24 (12)	宮古 30 38 八重山 8 (9)	47 (17)	474名 (114)
対象	那霸地区 南部地区	那霸地区 中部地区 南部地区 北部地区	那霸地区 中部地区 南部地区 北部地区	宮古地区 八重山地区	全琉	
開設場所	那霸	那霸 南部	那霸 南部	宮古 八重山	那霸	
免許試験合格者						444

表2 学科目

学科目	学科目時間		
	総時間	委託講義	スクーリング
解剖整理	45	25	20
細菌及び消毒法	30	20	10
個人衛生	15	13	2
食事療法	15	13	2
薬理概論	15	8	7
疾病と健康の社会的考察	20	16	4
関係衛生法規	10	6	4
看護史及び倫理	10	6	4
看護原理及び実際	80	60	20
内科疾患及び看護	30	20	10
	50	20	30
外科疾患及び看護	15	13	2
	35	22	13
小児科疾患及び看護	20	16	4
	20	14	6
産婦人科疾患及び看護	15	11	4
	15	9	6
精神科疾患	25	21	4
	5	3	2
眼耳鼻咽喉歯科疾患	6	4	2
	4	2	2
皮膚泌尿器疾患	10	6	4
整形外科疾患及び理学療法	10	4	6
計	500	332	168

1. 臨時准看護婦養成所の開所

公助看法の立法により1970（昭和45）年3月1日より臨時准看護婦養成所がスタートし、1973（昭和48）年1月14日迄に4期の養成が行われた⁴⁾。修業年限は8カ月であった（表1）。養成所の対象者は琉球政府に届出登

録された者で911人を予定した。教育レベルは、保助看法による准看護婦教育の内容を目標とした。運営に関しては看護審議会に諮問し、その議決に基づいて行われ、教科課程は解剖生理他16教科で総時間500時間であった（表2）。講義法は委託講義332時間、合同講義168時間でテキストはメデカルフレンド社の看護教本を使用した。委託講義はレポート課題を与え、レポート提出、添削指導、評価後に返却という方法で1日3時間月曜日から金曜日までレポートをまとめさせた。合同講義は毎日曜日に行われ、各科目終了時に試験が実施された。予定人員911名のうち、入所したのは588人（64.5%）で、474人（80.6%）が修了し、最終的に444人（93.7%）が准看護婦試験に合格した。

2. 准看護婦試験の実施

公助看法の施行に伴い1969（昭和44）年6月13日、14日に琉球政府行政主席による第1回准看護婦試験が実施された。受験資格は、公助看法第19条に基づき、那霸高等学校衛生看護学科の卒業生が対象となり、受験者13人中12人が合格した。1970（昭和45）年11月28日、29日に行われた第3回准看護婦試験より公助看法附則第13号に基づく臨時准看護婦養成所を修了した者も対象となり、男子10人を含め161人の受験者に対し155人（男10人）が合格した。本土復帰までに琉球政府による准看護婦試験は5回実施され、373人の受験者に対し341人（91.4%）が合格、准看護婦となった。

沖縄県立看護大学紀要第1号（2000年2月）

(資料2の1)

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(抄)抜粋		昭四六・一二・三一
(准看護婦に関する特例)		法一 二 九
6 第百二条 公衆衛生看護婦助産婦看護婦法(千九百六十八年立法第百四十九号)以下この条において「立法百四十九号」という。附則第十三条第一項の規定により設置された臨時准看護婦養成所又は厚生大臣が指定するこれに準ずる准看護婦の養成所を卒業した者は、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十二条の規定にかかる。沖縄県知事が行なう准看護婦試験を受けることができる。	7 前項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格した者に係る准看護婦の免許は、沖縄県知事が与える。	8 第百二条の規定により免許を受けた准看護婦は、沖縄県の区域以外の本邦の地域においては、保健婦助産婦看護婦法第六条に規定する業をしてはならない。ただし、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者については、この限りでない。
9 第二項の規定により免許を受けた准看護婦に対する保健婦助産婦看護婦法第二十一条の規定の適用については、同条第三号中「准看護婦」とあるのは、「准看護婦沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二百二条第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了した者に限る。」とする。	10 この法律の施行の際立法百四十九号附則第十三条第二項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格している者は、第一項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格した者とみなし、この法律の施行の際同条第二項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格したことにより同立法による准看護婦となつている者は、第二項の規定により免許を受けた准看護婦とみなす。	11 第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。 (表略)

(資料2の2)

沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令(抄)抜粋		昭四七・五・一五
(保健婦助産婦看護婦法施行規則関係)		厚令二二
12 法第二百二条第一項の規定により准看護婦試験を受けようとする者は、保健婦助産婦看護婦法施行規則(昭和二十六年厚生省令第十三号)第二十七条の規定にかかる。同条に規定する受験願書に、同令第二十四条第四号に掲げる書類並びに法第二百二条第一項に規定する准看護婦の養成所准看護婦養成所又は厚生大臣が指定するこれに準ずる准看護婦の養成所を卒業したことを証する書面を添えて、これを沖縄県知事に提出しなければならない。	13 法第二百二条第二項の規定により准看護婦の免許を受けようとする者は、保健婦助産婦看護婦法施行規則第一条の規定にかかる。同条に規定する申請書に、同令第二条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに法第二百二条第一項に規定する准看護婦試験の合格証書の写しを添えて、これを沖縄県知事に提出しなければならない。	14 法第二百二条第二項の規定により免許を受けた准看護婦が同条第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了した後准看護婦籍にその旨の登録を受けようとするときは、当該講習会の修了証書の写し及び免許証を添えて、沖縄県知事に准看護婦籍の訂正を申請することができる。
15 令第十九条第一項の規定により保健婦、助産婦又は看護婦の免許を受けようとする者は、保健婦助産婦看護婦法施行規則第一条の規定にかかる。同条に規定する申請書(公衆衛生看護婦助産婦看護婦法(千九百六十八年立法第百四十九号)附則第四条第三項の規定により公衆衛生看護婦、助産婦若しくは看護婦の免許を受けることができた者又は同立法第八条に規定する保健婦、助産婦若しくは看護婦の免許を得た者については、同令第一号様式に準ずる)に、同令第一条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のほか、免許証の写し若しくは免許証に相当する書類の写し又は合格証書の写しを添えて、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生大臣に提出しなければならない。	16 第二項の規定に違反した者は、444人中226人(50.9%)の応募者があり、そ	17 のうち198人(82.6%)が受講し、159人(80.3%)が修了した(表4)。すなわち444人中159人(35.8%)が保助看法に基づく准看護婦免許を取得し、復帰後も准看護婦として全国で業務を行うことができ、さらに看護教育2年課程へ進学することができた ⁶⁾ 。したがって未受講者や講習会の過程を修了できなかった者には、沖縄県内のみにおいて保助看法第6条に規定する業務を行うことが許された。

V 沖縄の日本復帰に伴う厚生大臣指定講習会

1972(昭和47)年5月15日日本復帰に伴い、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第102条第3項に基づく厚生大臣指定講習会が、臨時准看護婦養成所を卒業し、沖縄における准看護婦の免許を得た者に対し実施された(資料2)。すなわち講習会の目的は保助看法第6条に基づいて准看護婦の資格を与えることである⁵⁾。講習会の主催者は沖縄県知事で、1973(昭和48)年6月から1974(昭和49)年3月までに開催された講習時間は525時間(学科245時間、実習280時間)であった(表3)。受講資格のある者444人中226人(50.9%)の応募者があり、そ

のうち198人(82.6%)が受講し、159人(80.3%)が修了した(表4)。すなわち444人中159人(35.8%)が保助看法に基づく准看護婦免許を取得し、復帰後も准看護婦として全国で業務を行うことができ、さらに看護教育2年課程へ進学することができた⁶⁾。したがって未受講者や講習会の過程を修了できなかった者には、沖縄県内のみにおいて保助看法第6条に規定する業務を行うことが許された。

仲里：日本復帰前後の沖縄における准看護婦制度の史的考察

表4 養成状況

期間	一回生	二回生	三回生	四回生	計
	昭和48年4月 昭和49年3月	昭和49年4月 昭和50年3月	昭和50年4月 昭和51年3月	昭和51年4月 昭和52年3月	
応募者数	53	60	67	46	226
受講者数	50	60	55	33	198
中退者数	5	13	10	11	39
修了者数	45	47	45	22	159

表3 講習科目及び講習時間

科目名	学科	実習	計
関係衛生法規	10		10
看護史及び倫理	10		10
看護原理及び実際	80		80
内科疾患及び看護	40	100	140
外科疾患及び看護	35	100	135
小児疾患及び看護	30	40	70
産婦人科疾患及び看護	20	40	60
精神科疾患及び看護	20		20
計	245	280	525

VIまとめ

沖縄における准看護婦制度は、米国軍政下における布令にはなかった。復帰を間近にし、日本の諸制度への移行の準備の中で、保助看法を前提として布令により公助看法が民立法化された。これに基づき看護専門職能団体は、准看護婦制度を受け入れることを余儀なくされた。その大きな理由として、単に保助看法のみならず那覇高等学校衛生看護学科の第1回卒業生を目前していたため、現実問題として譲歩せざるを得なかつたことがあげられる。さらに看護の補助的業務に従事している者に准看護婦免許を与えるに際して、臨時准看護婦養成所を設置し、終了後は行政主席の行う准看護婦試験を合格することとして、あゆみよつた経過がある。日本復帰後は日本復帰特別措置法により、公助看法の准看護婦は厚生大臣の定める講習会を受講することにより、保助看法に基づく准看護婦資格へ移行することができ、その後の看護教育2年課程へ進学する道が開けた形となつた。しかし受講資格者444人中159人は保助看法に基づく准看護婦となつたが、残された285人についてはその後の動向および実態を把握する必要がある。

日本復帰前後の沖縄における看護婦制度の特徴としてあげられる点は、1つは USCAR 看護専門官の看護に対する先見性であり、もう1つは看護の社会的地位向上と県民の生命と健康を守るために、看護の質を問い合わせ行動した看護職者である。

文献

- 1) 琉球政府厚生局医務部医事課、医療関係法規集.
- 2) 日本看護協会沖縄県支部、沖縄の看護協会30年、1984.
- 3) 宮里政玄 編、戦後沖縄の政治と法（1945～1972）、東大出版会、1975.
- 4) 沖縄県立那覇看護学校、閉校記念誌、1991.
- 5) 厚生省看護問題研究会監修、看護六法、新日本法規、1999.
- 6) 厚生部医務課、沖縄県における看護婦養成施設概要、1973.

資料

- 琉球政府立法院事務局法制課編：琉球法令集（布告布令編）2卷、3卷、1957.
 沖縄看護協会：ともしひ看護法特集号 第10号、1969.
 大田昌秀：沖縄の帝王 高等弁護官、久米書房、1985.
 沖縄県医師会：沖縄県医師会報10月号、1991.
 沖縄県公文書館：琉球政府の時代－図録、1996.
 日本看護歴史学会：検証－戦後看護の50年、メディカルフレンド社、1998.
 沖縄県公文書館：琉球政府行政機構変遷図、1952.4.1～1972.5.14、1998.
 沖縄県福祉保健部福祉保健政策課：沖縄県看護・介助の現状、(1997年度) 1999.